

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進室)	一
○生活保護法による施術者の指定	(社会福祉課)	二
○公示送達	(同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険室)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	四
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	五
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	七
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	八
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	八
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	八
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	八
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(森林整備課)	八
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	九
○道路の区域変更	(道路課)	九
○道路の供用開始	(同)	一〇
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	一〇
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁生涯学習課)	一〇

### 企 業 局

#### 選挙管理委員会

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十七年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十八年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十九年分)

○資金管理団体の指定取消の届出

#### 監査委員

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表(三件)

#### 公安委員会

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

## 告 示

○宮城県告示第五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 名取市体育協会

1 代表者の氏名

佐々木敏克 齋藤隆二 鷺尾廣三 洞口周士 佐藤克也

佐藤勝二 加藤良範 仙石明光 二階堂芳賞 佐々木豊治郎

角屋勇夫 高橋光夫 大久繁幹 渡邊芳広 吉田 尚

大久保啓一 伊藤 衛 宮江信雄 丹野秀訓 金矢泰弘

後藤忠三 高橋とし子 後藤潮子 吉岡正企

名取市植松一丁目一番二号

2 主たる事務所の所在地 協会は、名取市民の体育・スポーツの振興及び健康増進に関する業

3 定款に記載された目的

務を行い、快適なスポーツ環境を提供しながら、スポーツを核としたコミュニティの促進、豊かな高齢化社会の創造及び青少年の健全育成等、明るく豊かで活力に満ちた名取市の形成に寄与することを目的とする。

4 申請のあった年月日 平成十九年十二月十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 かくだ共育ちの会

1 代表者の氏名 藤崎 隆

2 主たる事務所の所在地 角田市小田字大原二番地七

3 定款に記載された目的 この法人は、利用者の意向が尊重され、多様な保育が総合的に提供されるよう創意工夫することにより、個人の尊厳を保持しつつ、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

4 申請のあった年月日 平成十九年十二月十七日

○宮城県告示第六号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、施術者として次のとおり指定した。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称）	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
日出山 進 （ひでやま接骨院）	宮城郡松島町磯崎字白萩七十八	平成十九年九月二十八日

○宮城県告示第七号  
行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十二条第三項の規定により、次のとおり告示する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求書記載の住所 宮城県仙台市宮城野区清水沼三丁目七番二十三号 福泉荘二〇三

氏名 審査請求人 島 田 芳 昌

二 公示事項

審査請求人が平成十九年一月十八日付で提起した生活保護廃止処分に係る審査請求について、平成十九年十月四日に裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため審査請求人に裁決書の謄本を送付できない。よって当該裁決書の謄本は、当庁において保管し、いつでもその送達を受けるべき者にこれを交付するから、審査請求人は当庁に連絡の上、受領されたい。

○宮城県告示第八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七〇二〇一六三三	セントケア石巻中央 石巻市開成一番地三十五	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七〇二〇一六四一	セントケア石巻西 石巻市前谷地字二間掘七十六番地	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七〇二〇一六五八	セントケア石巻東 石巻市渡波旭ヶ浦一〇三サンプレス新成一階	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七〇三〇〇五〇〇	セントケア塩釜 塩釜市野田十四番三十六号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七〇五〇〇五八八	セントケアアけせんぬま 気仙沼市田中前二丁目三番二十一号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七〇六〇〇四〇四	セントケアしろいし 白石市銚子ヶ森四番六号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七〇七〇〇六七五	ヘルパーステーションふるさと 名取市飯野坂一丁目十番四十三号	有限会社こすこう	平成十九年十一月一日
○四七〇八〇〇三三五	セントケア角田 角田市梶賀字西八十七番一	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七一〇〇三三九	セントケア岩沼 岩沼市中央一丁目四番三十二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七二二〇〇七八二	セントケアはさま 登米市迫町佐沼字錦百七十番地 坂本店舗一階	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日

○四七二三〇一一一九	セントケアアつきだて 栗原市築館源光十五・八十	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七二三〇一一二七	セントケア栗駒 栗原市栗駒中野田町西百九十七番二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七一四〇〇四七三	セントケア石巻矢本 東松島市矢本字上河戸九十五番五号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七一五〇一四九四	セントケア岩出山 大崎市岩出山下川原町三十一・六	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七二二〇〇八五六	セントケア大河原 柴田郡大河原町五十五番二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七二二六〇〇五六八	セントケアアリふ森の郷 宮城郡利府町中央一丁目九番七号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七二七〇〇六七三	セントケア富谷中央 黒川郡富谷町ひより台一丁目四十四番六号 セブンコート二〇二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七二八〇〇五七二	セントケア加美 加美郡加美町南町七十二鈴木貸店舗一階	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七三二〇〇六八三	セントケアこた 遠田郡美里町化粧坂十九番一号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七三六〇〇四二七	セントケアしづがわ 本吉郡南三陸町志津川五日町十四番地の四	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七五一〇二七一一	セントケア仙台あおば 仙台市青葉区高松一丁目十三番三十四号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七五二〇一九七六	セントケア仙台東 仙台市宮城野区東仙台三丁目十七番五号 ロックスピル二階	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七五二〇一九八四	セントケア仙塩 仙台市宮城野区出花一丁目九番三号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七五四〇一八五七	セントケア八木山 仙台市太白区恵和町二番五号 平地貸店舗	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七五四〇一八六五	セントケア長町 仙台市太白区富沢三丁目七	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日

二 訪問入浴介護		番一号 三共事務所一階	平成十九年十一月一日
○四七五五〇一七六三	セントケア泉中央 仙台市泉区泉中央三丁目十六番十三号 七北田千葉倉庫兼事務所	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
介護保険事業所番号		事業者の名称及び所在地	申請者名
○四七一〇〇三三九九	セントケア岩沼 岩沼市中央一丁目四番三十二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七二二〇一一二七	セントケア栗駒 栗原市栗駒中野田町西百九十七番一号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七二四〇〇四七三	セントケア石巻矢本 東松島市矢本字上河戸九十五番五号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七二五〇一四九四	セントケア岩出山 大崎市岩出山下川原町三十一・六	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
○四七二八〇〇五六四	加美町協ステーション 加美郡加美町北寺宿四十一番地三	社会福祉法人加美町社会福祉協議会	平成十九年十一月一日
三 訪問看護		事業者の名称及び所在地	申請者名
○四六五三九〇〇五一	内科河原町病院あんず訪問看護ステーション 仙台市若林区南小泉字八軒小路四番地の三	医療法人社団杏仁会	平成十九年十一月一日
介護保険事業所番号		事業者の名称及び所在地	申請者名
四 通所介護		事業者の名称及び所在地	申請者名
○四七〇三〇〇四八四	サテライトケアセンター 塩竈市玉川十番一号	シンフォニーケア株式会社	平成十九年十一月一日
○四七〇三〇〇五一八	セントケア塩釜松陽台 塩竈市松陽台一丁目十九番十二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
介護保険事業所番号		事業者の名称及び所在地	申請者名
○四七〇三〇〇五一八	セントケア塩釜松陽台 塩竈市松陽台一丁目十九番十二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日

七 特定施設入居者生活介護	〇四七五三〇一四二〇	内科河原町病院あんずショートステイ 仙台市若林区南小泉字八軒 小路四番地の三	医療法人社団杏仁会	平成十九年十一月一日
	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
六 短期入所生活介護	〇四七五四〇一八七三	通所リハビリテーション仙台富沢病院 仙台市太白区富沢字寺城十一番地四号	医療法人仙台医療福祉会	平成十九年十一月一日
	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
五 通所リハビリテーション	〇四七五三〇一四二二	内科河原町病院あんずデイサービス 仙台市若林区南小泉字八軒 小路四番地の三	医療法人社団杏仁会	平成十九年十一月一日
	〇四七五三〇一四三八	アシスト中倉デイサービス 仙台市若林区中倉一丁目一番八	株式会社介護アシスト仙台	平成十九年十一月一日
	〇四七五四〇一八八一	デイサービスおいちゃん家 仙台市太白区袋原字内手六十二番地の十一	株式会社袋原在宅介護サービスセンター	平成十九年十一月一日
	〇四七五二〇一九九二	セントケア福田町 仙台市宮城野区福田町三丁目七番一号 コートサンライズ一階	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
	〇四七五一〇二七二九	仙台市青葉区川平四丁目十九番二十六号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七三二〇〇八六四	デイサービスセンターあいやま 柴田郡村田町村田字相山百番地五	社会福祉法人宮城福祉会	平成十九年十一月一日	
〇四七三二〇〇六九一	小規模多機能ホーム南の郷 遠田郡美里町木間塚字古館二十八番地	有限会社灯の家	平成十九年十一月一日	

八 福祉用具貸与	〇四七五二〇一七七一	二チイのきらめき仙台松森 仙台市泉区松森字台九十五番地一	株式会社二チイのきらめき	平成十九年十一月一日
	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
九 特定福祉用具販売	〇四七五二〇二七三七	株式会社日本現像所サント 仙台市宮城野区大槻二番十三号	株式会社日本現像所	平成十九年十一月一日
	〇四七五二〇二七三七	株式会社日本現像所サント 仙台市宮城野区大槻二番十三号	株式会社日本現像所	平成十九年十一月一日
	〇四七五四〇一八六五	セントケア長町 仙台市太白区富沢三丁目七番二号 三共事務所一階	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
	〇四七二二〇〇八四九	アルプスビジネススクリーエーション 柴田郡大河原町新南四十八番地の三	株式会社アルプスビジネススクリーエーション福島	平成十九年十一月一日
	〇四七五二〇二七三七	株式会社日本現像所サント 仙台市宮城野区大槻二番十三号	株式会社日本現像所	平成十九年十一月一日
〇四七五二〇二七三七	株式会社日本現像所サント 仙台市宮城野区大槻二番十三号	株式会社日本現像所	平成十九年十一月一日	

〇宮城県告示第九号  
介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七〇三〇〇四九二	サテライトケアセンター 塩居宅介護支援事業所 塩竈市西玉川町十番一号	合同会社地域ケア開発機 構	平成十九年 十一月一日
〇四七一〇〇三三九	セントケア岩沼 岩沼市中央一丁目四番三十 二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七一三〇一一二七	セントケア栗駒 栗原市栗駒中野田町西百九 十七番二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七一四〇〇四八一	セントケア東松島 東松島市矢本字上河戸七十 三番地四号	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七一五〇一四九四	セントケア岩出山 大崎市岩出山下川原町三十 一・六	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七二二〇〇八五六	セントケア大河原 柴田郡大河原町五十五番 二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七二八〇〇五五六	加美町社協ケアサポートセ ンターおのだ 加美郡加美町北寺宿四十一 番地三	社会福祉法人加美町社会 福祉協議会	平成十九年 十一月一日
〇四七二八〇〇五七二	セントケア加美 加美郡加美町南町七十二 鈴木貸店舗一階	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七五一〇二七一	セントケア仙台あおば 仙台市青葉区高松一丁目十 三番三十四号	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七五二〇一九七六	セントケア仙台東 仙台市宮城野区東仙台二丁 目十七番五号 ロツクスビ ル二階	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七五四〇一八五七	セントケア八木山 仙台市太白区恵和町一番五 号 平地貸店舗	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七五五〇一七六三	セントケア泉中央 仙台市泉区泉中央三丁目十 六番十三号 七北田千葉倉 庫兼事務所	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日

〇宮城県告示第十号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年一月十一日

介護予防訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七二二〇〇七八二	セントケアはさま 登米市迫町佐沼字錦百七十 番地 坂本店舗一階	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七二二〇〇三三九	セントケア岩沼 岩沼市中央一丁目四番三十 二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七二二〇〇三三三	セントケア角田 角田市榎宮字西八十七番一 号	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七二二〇〇四〇四	セントケアしろいし 白石市銚子ケ森四番六号	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七二二〇〇六七五	ヘルパーステーションふる さと 名取市飯野坂一丁目十番四 十三号	有限会社こすこう	平成十九年 十一月一日
〇四七二二〇〇五八八	セントケアせんぬま 気仙沼市田中前二丁目三番 二十一号	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七二二〇〇五〇〇	セントケア塩釜 塩竈市野田十四番三十六号	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七二二〇一六五八	セントケア石巻東 石巻市渡波旭ヶ浦一〇三 サンプレス新成一階	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七二二〇一六四一	セントケア石巻西 石巻市前谷地字二間掘七十 六番地	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七二二〇一六三三	セントケア石巻中央 石巻市開成一番地三十五	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七二二〇一六二七	事業所の名称及び所在地	申請者の名称	指定年月日
〇四七二二〇一六二七	セントケア栗駒 栗原市栗駒中野田町西百九 十七番二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七二二〇一六二七	セントケア石巻矢本 東松島市矢本字上河戸九十 五番五号	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日
〇四七二二〇一六二七	セントケア岩出山	セントケア宮城株式会社	平成十九年 十一月一日

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称	指定年月日
〇四七二二〇〇八五六	大崎市岩出山下川原町三十一・六	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七二六〇〇五六八	セントケア大河原柴田郡大河原町五十五番二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七二七〇〇六七三	セントケアアリふ森の郷宮城郡利府町中央一丁目九番七号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七二八〇〇五七二	セントケア富谷中央黒川郡富谷町ひより台一丁目四十四番六号 セブンスコート二〇二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七三二〇〇六八三	セントケア加美加美郡加美町南七十二鈴木貸店舗一階	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七三六〇〇四二七	セントケアアココた遠田郡美里町化粧坂十九番一号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七五二〇一九七六	セントケアアしづがわ本吉郡南三陸町志津川五日町十四番地の四	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七五二〇一九八四	セントケア仙台あおば仙台市青葉区高松一丁目十三番三十四号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七五四〇一八五七	セントケア仙台東仙台市宮城野区東仙台二丁目十七番五号 ロックスビル二階	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七五四〇一八六五	セントケア仙塩仙台市宮城野区出花一丁目九番三三号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七五五〇一七六三	セントケア八木山仙台市太白区恵和町一番五号 平地貸店舗	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七五五〇一七六三	セントケア長町仙台市太白区富沢三丁目七番二号 三共事務所一階	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七五二〇二七二九	セントケア川平仙台市青葉区川平四丁目十番九号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七三二〇〇六九一	小規模多機能水戸南の郷遠田郡美里町木間塚字古館二十八番地	有限会社灯の家	平成十九年十一月一日
〇四七三二〇〇八六四	デイサービスセンターあいやま柴田郡村田町相山百番地五	社会福祉法人宮城福祉会	平成十九年十一月一日
〇四七三三〇〇五一一	セントケア塩釜松陽台十二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七三三〇〇四八四	サテライトケアセンター仙塩通所介護事業所塩竈市玉川十番一号	シンフォニーケア株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七三三〇〇五一一	介護保険事業所番号	申請者の名称	指定年月日
〇四六五三九〇〇五一	内科河原町病院あんず訪問看護ステーション仙台市若林区南小泉字八軒小路四番地の三	医療法人社団杏仁会	平成十九年十一月一日
〇四七二一〇〇三三九	セントケア岩沼岩沼市中央一丁目四番三十二号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七二一〇〇二二七	セントケア栗駒栗原市栗駒中野田町西百九十七番一号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七二四〇〇四七三	セントケア石巻矢本東松島市矢本字上河戸九十五番五号	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七二五〇一四九四	セントケア岩出山下川原町三十一・六	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七二八〇〇五六四	加美町社協ステーション加美郡加美町北寺宿四十一番地三	社会福祉法人加美町社会福祉協議会	平成十九年十一月一日

三 介護予防訪問看護

四 介護予防通所介護

二 介護予防訪問入浴介護

〇四七五二〇一九九二	セントケア福田町 仙台市宮城野区福田町三丁目七番一号 コートサンライズ一階	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日
〇四七五三〇一四二二	内科河原町病院あんずデイサービス 仙台市若林区南小泉字八軒小路四番地の三	医療法人社団杏仁会	平成十九年十一月一日
〇四七五四〇一八八一	デイサービスおいちゃん家 仙台市太白区袋原字内手六十二番地の十一	株式会社袋原在宅介護サービスセンター	平成十九年十一月一日

五 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所番号 〇四七五四〇一八七三	事業所の名称及び所在地 通所リハビリテーション仙台富沢病院 仙台市太白区富沢字寺城十一番地四号	申請者の名称 医療法人仙台医療福祉会	指定年月日 平成十九年十一月一日
-------------------------	---	-----------------------	---------------------

六 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五三〇一四二〇	事業所の名称及び所在地 内科河原町病院あんずショートステイ 仙台市若林区南小泉字八軒小路四番地の三	申請者の名称 医療法人社団杏仁会	指定年月日 平成十九年十一月一日
-------------------------	---	---------------------	---------------------

七 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五五〇一七七一	事業所の名称及び所在地 二チイのきらめき仙台松森 仙台市泉区松森字台九十五	申請者の名称 株式会社二チイのきらめき	指定年月日 平成十九年十一月一日
-------------------------	---	------------------------	---------------------

八 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七二二〇〇八四九	事業所の名称及び所在地 アルプスビジネススクリーエーション 柴田郡大河原町新南四十八番地の三	申請者の名称 株式会社アルプスビジネススクリーエーション福島	指定年月日 平成十九年十一月一日
-------------------------	--	-----------------------------------	---------------------

〇四七五二〇二七三七	株式会社日本現像所サント スク事業部 仙台市宮城野区大槻二番十三号	株式会社日本現像所	平成十九年十一月一日
〇四七五四〇一八六五	セントケア長町 仙台市太白区富沢三丁目七番二号 三共事務所一階	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日

九 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七二二〇〇八四九	事業所の名称及び所在地 アルプスビジネススクリーエーション 柴田郡大河原町新南四十八番地の三	申請者の名称 株式会社アルプスビジネススクリーエーション福島	指定年月日 平成十九年十一月一日
〇四七五二〇二七三七	株式会社日本現像所サント スク事業部 仙台市宮城野区大槻二番十三号	株式会社日本現像所	平成十九年十一月一日
〇四七五四〇一八六五	セントケア長町 仙台市太白区富沢三丁目七番二号 三共事務所一階	セントケア宮城株式会社	平成十九年十一月一日

〇宮城県告示第十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。  
平成二十年一月十一日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七五二〇〇六〇六	事業者の名称及び所在地 萩野町デイサービスセンター Iふれあい 仙台市宮城野区萩野町四丁目三番二十号	申請者名 株式会社ツクイ	廃止年月日 平成十九年十一月三十日
-------------------------	---	-----------------	----------------------

二 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七五五〇一二二八	事業者の名称及び所在地 特定非営利活動法人あいの実	申請者名 特定非営利活動法人あいの実	廃止年月日 平成十九年十一月三十日
-------------------------	------------------------------	-----------------------	----------------------

仙台市泉区寺岡三丁目十三番四号

○宮城県告示第十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四四五四四〇六二二	有限会社みやぎ保健企画つばさ薬局長町店 仙台市太白区長町四丁目三番二十六号	有限会社みやぎ保健企画	平成十九年十一月六日

○宮城県告示第十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者の名称	廃止年月日
〇四七五二〇〇六〇六	萩野町デイサービスセンターふれあい 仙台市宮城野区萩野町四丁目三番二十号	株式会社ツクイ	平成十九年十一月三十日

二 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者の名称	廃止年月日
〇四七五五〇一一二八	特定非営利活動法人あいの実 仙台市泉区寺岡三丁目十三番四号	特定非営利活動法人あいの実	平成十九年十一月三十日

○宮城県告示第十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇七〇〇五八	在宅介護支援事業所 爽秋会みのり 宮城県名取市植松一丁目一番二十四号	行動援護	株式会社爽秋会メデイカルポर्ट	平成十九年十二月一日

○宮城県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区  
西田地区

二 換地処分の年月日  
平成十九年十二月十八日

○宮城県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。  
平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
登米市東和町米川字北上沢三四、三六の一、三六の二（次の図に示す部分に限る。）、三六の三、三六の四、三九の一
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。



(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所（農林振興課）に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市東和町米川字小出沢一〇〇の一・一〇〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）一〇〇の四、一〇〇の一〇、一一一の七、一一四の三、一一四の四、一一八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所（農林振興課）に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十年一月四日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	株式会社新建設 遠藤 敏昭	主たる営業所の所在地	栗原市築館源光十・二十五	建設業 許可番号	第七百二十三号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	一般建設業 管工事業	受付年月日	平成十九年十二月五日
手嶋 土木 手嶋 弘	仙台市太白区恵和町三十三・二十三	一般建設業 第八百五十号	全部廃業 とび・十十事業	平成十九年十二月十一日					
重吉興業株式会社 山内 瀧子	石巻市新館二丁目三・三	一般建設業 第八千三百七十号	一部廃業 建築工事業	平成十九年十二月十日					
株式会社ユーワ 技研 金来 廣一	仙台市青葉区中山吉成二丁目十・二十五	一般建設業 第二万二千四百七十五号	一部廃業 特定建設業 建築工事業	平成十九年十二月六日					
有限会社テック システム 音羽 恵介	仙台市宮城野区中野字 葦畔八十六・一	一般建設業 第一万五千三百八十号	全部廃業 電気工事業	平成十九年十一月十九日					

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年一月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 百八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大崎市鳴子温泉字見手野原四八番一―地先から 同市鳴子温泉字見手野原四八番一―地先まで		前 後	一四・五 一四・〇	四八・〇 四八・〇

○宮城県告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年一月十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	百八号	大崎市鳴子温泉字見手野原四八番一―地先から 同市鳴子温泉字見手野原四八番一―地先まで	平成二十年 一月十一日

○宮城県告示第二十一号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 石巻広域都市計画下水道
  - 2 名称 女川町流域関連公共下水道
- 二 縦覧場所
  - 宮城県庁(土木部都市計画課)

### 公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、平成十九年十二月二十七日その工事を完了した。

平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

栗原市若柳字川南子々松百六十三番二、二百四十四番、二百四十五番、二百七十五番一、二百七十五番二、二百七十六番、二百七十七番一、二百七十八番一、二百七十八番三、二百七十九番一、二百七十九番三、百六十三番二及び二百七十七番一の地先道路の一部、二百四十四番及び二百四十五番の各地先水路の一部並びに二百七十六番及び二百七十五番二の各地先水路の一部

栗原市志波姫堀口見渡二番地一  
栗つこ農業協同組合

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県図書館情報ネットワークシステム開発等業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成十九年十一月十六日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 仙台市宮城野区榴岡四丁目三番十号
- 五 契約金額 二億八千四百七十七円
- 六 契約の相手方を決定した手続 公募型プロポーザル方式
- 七 企画提案募集の公告を行った日 平成十九年十月二日

### 企 業 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年一月十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

一 入札に付する事項

- 1 購入物品 ポリ塩化アルミニウム（単価契約）
- 2 購入物品の数量及び仕様書による。
- 3 納入期間 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 4 納入場所 麓山浄水場、中峰浄水場、衡東浄水場、南部山浄水場

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。
- 3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 当該物品又は類似品を相当数納入した実績を有すること。
- 5 入札に参加を希望する者は、4に掲げる事項を証する書類を平成二十年二月十三日までに3の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められたい場合は、これに応じなければならない。
- 6 入札参加資格申請場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県企業局公営事業課総務班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇三・二二一・三四一三）へ平成二十年二月八日までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県企業局公営事業課総務班（担当 鈴木昌子 電話〇三・二二一・三四一三）
- 2 入札説明書の交付期限 平成二十年二月十二日 午後五時
- 3 入札書の提出期限 平成二十年二月二十五日 午後五時十五分郵送により提出する場合に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書簡郵便にて提出期限までに到達すること。（ただし、入札書を持参する場合は、4の開札の日時未定に付す。）
- 4 開札の日時及び場所 平成二十年二月二十六日 午後二時  
宮城県行政庁舎十五階 企業局会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者
- 2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）第一条の二第一項の規定により準用する財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百二十二条及び第一百二十四条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法 金額は、一トン当たりの単価を記入すること。単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。なお、消費税及び地方消費税は代金請求時に加算するものとする。
- 5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると公営企業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもの有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 詳細は入札説明書による。

六 概要

- Summary
- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Polyaluminum Chloride (Unit-price contract)
- 2 Period of Supply : April 1, 2008 to March 31, 2009
- 3 Place of Delivery : Fumotoyama Water Purification Plant, Nakamine Water Purification Plant, Koutou Water Purification Plant, Nanbuyama Water Purification Plant
- 4 Deadline for Tenders : February 25, 2008, 5 : 15 p.m.
- 5 Contact Person : Masako Suzuki, General Affairs Section, Public and Water Projects Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel : 022-211-3413

選挙管理委員会

○宮選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団



佐藤和則後援会 小野寺正志 平成十九年十二月十九日 平成十九年十二月十九日  
 星明朗後援会 早坂 儀 平成十九年十月三十一日 平成十九年十二月二十一日  
 佐々木雄一郎後援会 小山 繁 平成十九年十二月十六日 平成十九年十二月二十七日  
 ○宮城県告示第五号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その額面を次のとおり公表する。  
 平成二十年一月十一日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 槻 田 久 純  
 政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 武田昌之応援団

報告年月日 平成19年12月11日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

○宮城県告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その額面を次のとおり公表する。  
 平成二十年一月十一日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 槻 田 久 純

政治団体の収支報告書の要旨

（資金管理団体）

政治団体の名称 気仙沼未来の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 和則

資金管理団体の届出に係る公職の種類 気仙沼市長

報告年月日 平成19年12月19日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 7,912,313 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 7,912,313 円

(2) 支出総額 7,912,313 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附 7,899,312 円

(ア) 寄附（内訳別掲） 7,899,312 円

a 個人からの寄附 3,899,312 円

b 政治団体からの寄附 4,000,000 円

イ その他の収入 13,001 円

10万円未満の収入 13,001 円

合 計 7,912,313 円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金 額) (住 所)

小野 喬 100,000 円 仙台市宮城野区

小野寺正志 1,000,000 円 気仙沼市

佐藤 和則 1,800,000 円 気仙沼市

鈴木 一雄 100,000 円 気仙沼市

田島 守 100,000 円 仙台市宮城野区

中嶋 幸彦 100,000 円 仙台市青葉区

米倉 康城 100,000 円 気仙沼市

その他 599,312 円

小 計 3,899,312 円

イ 政治団体からの寄附

(寄附者の氏名) (金 額) (事務所の所在地)

宮城県歯科医師連盟 4,000,000 円 仙台市青葉区

小 計 4,000,000 円

(2) 支出の内訳					
ア 経常経費	4,385,302 円				
イ 人件費	2,129,950 円				
ロ 光熱水費	39,739 円				
ハ 備品・消耗品費	758,890 円				
ニ 事務所費	1,456,723 円				
ヘ 政治活動費	3,527,011 円				
イ 組織活動費	191,834 円				
ロ 機関紙誌の発行その他の事業費	823,690 円				
ハ 機関紙誌の発行事業費	632,035 円				
ニ 宣伝事業費	191,655 円				
ヘ 寄附・交付金	2,508,007 円				
ヘ その他の経費	3,480 円				
合 計	7,912,313 円				
(その他の政治団体)					
政治団体の名称 活カある未来渡辺けんじ後援会					
報告年月日 平成19年12月19日					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	323,200 円				
ア 前年繰越額	323,200 円				
イ 本年収入額	0 円				
(2) 支出総額	323,200 円				
2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳					
合 計	0 円				
(2) 支出の内訳					
ア 政治活動費	323,200 円				
イ 組織活動費	323,200 円				
合 計	323,200 円				
政治団体の名称 佐々木雄一朗後援会					
報告年月日 平成19年11月8日					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	22,000 円				
ア 前年繰越額	0 円				
イ 本年収入額	22,000 円				
(2) 支出総額	22,000 円				
2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳					
ア 個人の負担する党費又は会費	22,000 円				
合 計	44 人				
(2) 支出の内訳					
ア 経常経費	16,000 円				
イ 事務所費	16,000 円				
イ 政治活動費	6,000 円				
イ 組織活動費	6,000 円				
合 計	22,000 円				
政治団体の名称 佐藤和則後援会					
報告年月日 平成19年12月19日					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	172,085 円				
ア 前年繰越額	0 円				
イ 本年収入額	172,085 円				
(2) 支出総額	172,085 円				
2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳					
ア 寄 附	172,084 円				
イ 個人からの寄附	172,084 円				
ロ 政治団体からの寄附	101,000 円				
ハ 個人からの寄附	71,084 円				
イ その他の収入	1 円				
10万円未満の収入	1 円				







<p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>合 計</p> <p>0 円</p>		<p>(1) 収入総額</p> <p>0 円</p>	
<p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 政治活動費</p> <p>18,640 円</p> <p>(イ) 組織活動費</p> <p>18,640 円</p> <p>合 計</p> <p>18,640 円</p>		<p>(2) 支出総額</p> <p>0 円</p>	
<p>政治団体の名称 政経光友会</p> <p>報告年月日 平成19年12月7日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>12,605 円</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>12,605 円</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>0 円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>12,605 円</p>		<p>政治団体の名称 中村いさおを励ます会</p> <p>報告年月日 平成19年12月4日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>107,348 円</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>107,018 円</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>330 円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>107,348 円</p>	
<p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>合 計</p> <p>0 円</p>		<p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア その他の収入</p> <p>10万円未満の収入</p> <p>330 円</p> <p>合 計</p> <p>330 円</p>	
<p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費</p> <p>12,605 円</p> <p>(イ) 人件費</p> <p>12,605 円</p> <p>合 計</p> <p>12,605 円</p>		<p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費</p> <p>49,000 円</p> <p>(イ) 事務所費</p> <p>49,000 円</p> <p>イ 政治活動費</p> <p>58,348 円</p> <p>(イ) 組織活動費</p> <p>58,348 円</p> <p>合 計</p> <p>107,348 円</p>	
<p>政治団体の名称 高橋義喜後援会</p> <p>報告年月日 平成19年12月14日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>0 円</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>0 円</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>0 円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>0 円</p>		<p>政治団体の名称 星明朝後援会</p> <p>報告年月日 平成19年12月21日</p> <p>1 収入・支出の総額</p>	

<p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入</p> <p>(ア) 役員会(2回)</p> <p>合 計</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 政治活動費</p> <p>(ア) 組織活動費</p> <p>合 計</p> <p>政治団体の名称 水上忠夫後援会</p> <p>報告年月日 平成19年12月12日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 やしろ光一会</p> <p>報告年月日 平成19年12月7日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>合 計</p>	<p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費</p> <p>(ア) 人件費</p> <p>合 計</p> <p>○宮城管区法第八号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した通知があった。</p> <p>平成二十年一月十一日</p> <p>宮城県選挙管理委員会</p> <p>委員 槻 田 久 純</p> <p>(その他の政治団体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金管理団体の名称</th> <th>代表者の氏名</th> <th>指定取消年月日</th> <th>指定取消届出年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正翔会</td> <td>千葉 正義</td> <td>平成十九年十一月六日</td> <td>平成十九年十二月六日</td> </tr> <tr> <td>政経光友会</td> <td>屋代 光一</td> <td>平成十九年十一月七日</td> <td>平成十九年十二月七日</td> </tr> <tr> <td>佐竹芳後援会</td> <td>佐竹 芳</td> <td>平成十九年十一月十日</td> <td>平成十九年十二月十二日</td> </tr> <tr> <td>栗山沼米来の会</td> <td>佐藤 和則</td> <td>平成十九年十一月十九日</td> <td>平成十九年十二月十九日</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>監 査 委 員</b></p> <p>○宮城県監査委員告示第17号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成18年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。</p> <p>平成20年1月11日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宮城県監査委員</th> <th>嶋 山 和 純</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県監査委員</td> <td>袋 正</td> </tr> <tr> <td>宮城県監査委員</td> <td>遊 佐 勤左衛門</td> </tr> <tr> <td>宮城県監査委員</td> <td>谷 地 森 涼 子</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 監査結果の報告</p> <p>平成18年度の包括外部監査の結果(平成17年度一般会計の補助金等について)については、平成19年3月26日に包括外部監査人から報告があり、同年5月25日付けで公表した。</p> <p>第2 通知のあった日</p>	資金管理団体の名称	代表者の氏名	指定取消年月日	指定取消届出年月日	正翔会	千葉 正義	平成十九年十一月六日	平成十九年十二月六日	政経光友会	屋代 光一	平成十九年十一月七日	平成十九年十二月七日	佐竹芳後援会	佐竹 芳	平成十九年十一月十日	平成十九年十二月十二日	栗山沼米来の会	佐藤 和則	平成十九年十一月十九日	平成十九年十二月十九日	宮城県監査委員	嶋 山 和 純	宮城県監査委員	袋 正	宮城県監査委員	遊 佐 勤左衛門	宮城県監査委員	谷 地 森 涼 子
資金管理団体の名称	代表者の氏名	指定取消年月日	指定取消届出年月日																										
正翔会	千葉 正義	平成十九年十一月六日	平成十九年十二月六日																										
政経光友会	屋代 光一	平成十九年十一月七日	平成十九年十二月七日																										
佐竹芳後援会	佐竹 芳	平成十九年十一月十日	平成十九年十二月十二日																										
栗山沼米来の会	佐藤 和則	平成十九年十一月十九日	平成十九年十二月十九日																										
宮城県監査委員	嶋 山 和 純																												
宮城県監査委員	袋 正																												
宮城県監査委員	遊 佐 勤左衛門																												
宮城県監査委員	谷 地 森 涼 子																												





<p>(意見)</p>	<p>補助をすべきか明確にすべきである。また昨今の緑化等環境行政の変化を勘案し、補助金の見直しについて検討すべきである。(P89)</p>	<p>民との協働による環境緑化の推進やみどり豊かな県土の創造のために必要な補助として適切な制度内容となるよう検討していくこととした。</p>
<p>11</p> <p>みやぎエコフアクトリー立地促進特別奨励金事業</p>	<p>操業開始前に補助金の一部交付を申請することができるが、平成18年3月17日に一部交付申請のあった41,000千円について事業計画書では操業開始予定日が3月15日になっていた。県では3月20日に操業した旨の報告を口頭で受け、その後の現地確認の際に、同日に操業があった事実を確認したとこのことである。しかし、別途、操業開始届を文書で入手すべきであり、また操業開始日が遅れた理由書も文書で入手すべきである。(P12)</p>	<p>実際の操業開始日及び操業開始が当初予定から遅れた理由について、文書で提出させた。</p>
<p>12</p> <p>共生型小規模多機能施設整備費補助事業</p>	<p>補助対象物件について、施設整備費は2,745千円～23,100千円、設備整備費は375千円～2,083千円であり、なかには随意契約となっているものもある。しかし、県は競争入札や見積り合わせなどの徹底等、事務の適正化を促すことにより少しでも補助金を減額すべきである。また、補助対象者から財務諸表を入手していなかったケース、平成16年度の財務諸表のみを入手していたケース、入手した財務諸表の中身に整合性がないケースが見受けられた。財務諸表の入手を徹底し、財務諸表は十分中身を吟味し補助金を交付する必要がある。(P15)</p>	<p>平成17年度に事業が終了しているが、今後については、適正に事務を執行していくこととした。</p>
<p>13</p> <p>援護関係団体運営費補助事業(意見)</p>	<p>(1)補助対象者から提出される収支計算書については、一般会計及び特別会計も対象とすべきである。さらに貸借対照表も徴求するよう交付要綱を変更すべきである。(2)補助金額</p>	<p>(1)収支計算書及び貸借対照表については、徴するように要綱を改正することとした。 (2)交付要綱に補助金の算定根拠を、明記することとした。</p>
<p>14</p> <p>援護関係団体運営費補助事業(意見)</p>	<p>(1)補助対象者から提出される収支計算書については、一般会計及び特別会計も対象とすべきである。さらに貸借対照表も徴求するよう交付要綱を変更すべきである。(2)補助金額の算定根拠が希薄なため、交付要綱において算定根拠を明確に規定すべきである。(P92)</p>	<p>(1)収支計算書及び貸借対照表については、徴するように要綱を改正することとした。 (2)交付要綱に補助金の算定根拠を、明記することとした。</p>
<p>15</p> <p>援護関係団体運営費補助事業(意見)</p>	<p>約100名の会員に対し、78千円と少額な補助金となっている。また補助対象者が補助金額とほぼ同等額を上位団体に上納しており、財務状況を確認すべきである。(P94)</p>	<p>平成19年度から廃止したが、今後については、適正に事務を執行していくこととした。</p>
<p>16</p> <p>慰霊巡拝参列者助成事業(意見)</p>	<p>交付要綱における遺族の定義が不明確。また補助対象期間を設定することも検討すべきである。(P95)</p>	<p>(1)補助対象者については、遺族会等と相談の上、その定義を要綱に明記することとした。 (2)慰霊巡拝は、戦没者に対し英霊顕彰を示すため、①宮城之塔慰霊巡拝については県が主催しており、②海外慰霊巡拝については、遺族会が主催し実施しているものである。特に①宮城之塔慰霊巡拝については、県内に在住している戦没者の遺族の方々を、県の代表として県が主催する慰霊祭に参加してもらっているものである。 したがって、終期の設定については、戦没者に対する英霊顕彰ということを勘案し、遺族団体等とも十分協議の上、慎重を期し検討することとした。</p>
<p>17</p> <p>生活福祉資金貸付事務費</p>	<p>県は宮城県社会福祉協議会を通して当該貸付事業を行っており、貸付金が回収できない場合は、県の財政</p>	<p>貸付金の適正な債権管理については、平成17年3月に県社会福祉協議会が「債権管理適正化行動計画」を</p>

<p>18 “社会を明るくする運動”事業費補助（意見）</p>	<p>現在行われている同運動宮城県実施委員会の活動内容については、本来の趣旨と直接の因果関係がなく効果に疑問が残る。また同委員会の次年度繰越残高は926千円となっており、県が少額の補助金を交付する意味がなくなっている。（P96）</p>	<p>平成19年度から廃止したが、今後については、適正に事務を執行していくこととした。</p>
<p>19 地域福祉ネットワーク事業（意見）</p>	<p>ほとんどの社会福祉協議会において該当の事業を行っているものと推定される。しかし、県での予算が限られており、補助金を申請する市町村を事前に調整した上で、3市町が申請し、補助金が交付されている。制度的には申請者が事前に調整されることは想定されており、公募により選定理由を明確にする必要があり、事前調整することは廃止すべきである。（P96）</p>	<p>国（厚生労働省）の制度改正により、平成19年度より「地域福祉等推進特別支援事業」に再編された。制度改正前の平成18年度までは、事業費の負担割合が「国1/3、県1/3、市町村1/3」であり、県の予算措置が必要であり、限られた予算を使いながら、県内各市町村において当該事業の目的に即した事業が実施されるように、順番に補助金が受けられるよう調整していたという経緯がある。 制度改正後の平成19年度からは、事業費の負担割合が「国1/2、市町村1/2」となり、県の予算措置</p>
<p>20 広域圏社会福祉協議会活動支援事業</p>	<p>補助事業の実績報告時には決算書抄本を徴収することとなっているが、補助対象者7団体のうち6団体からは貸借対照表を徴収していなかった。貸借対照表は補助対象者の財政状況を判断するために欠かせない資料であり、徴収する必要がある。（P17）</p>	<p>は不要となった。また、補助対象事業が地域福祉を推進するための「先駆的・試行的」事業となり、事業採択の可否については厚生労働省において判断されることから、県で国に協議する事業の調整はしないこととした。 これにより、平成19年度は全市町村に対して国庫補助協議の要望について照会し、希望のあった全ての事業について国庫補助協議を行った。</p>
<p>21 民生委員協議会運営費補助（意見）</p>	<p>当該補助金の相当部分は研修費用（一部宿泊を伴う）に当てられており、検討が必要。各市町村単位の民生委員協議会からの収支決算書については、より詳細な決算書を求めるべきである。支出相手先である地区単位の民生委員協議会の場合にも、収支決算書や証憑資料により支出内容を確認すべきである。（P99）</p>	<p>研修費用については、民生委員法第26条の規定により、都道府県が負担することとされている。昨今、児童虐待やDV等の福祉に関する深刻な問題が全国的に頻発に発生し、また、生活保護受給者も増加傾向にあることから、地域福祉を推進する上で民生委員・児童委員の役割はこれまで以上に重要になってきているところである。このように家庭や地域における問題が複雑かつ多様になってきている中、民生委員・児童委員が地域の福祉の担い手として活動していくためには、新しい知識を学び資質の向上を図ることが必要で、移</p>

<p>22 民生委員協議会活動費補助(意見)</p>	<p>当該補助金の相当部分は研修費用(一部宿泊を伴う)に当てられており、検討が必要。各市町村単位の民生委員協議会からの収支決算書については、より詳細な決算書を求めるべきであるし、支出内容も確認すべきである。支出相手先である地区単位の民生委員協議会の場合にも、収支決算書や証拠資料により支出内容を確認すべきである。(P99)</p>	<p>動研修による他県・他地域の取り組みの取得、情報交換等は活動によるところが多いものと判断され、宿泊を伴う研修とも言えども、今後とも継続すべきものと判断する。ただし、宿泊を伴う研修・講習については、内容を十分検討し、施行するよう県民生委員児童委員協議会を通じ指導することとした。</p> <p>民生委員協議会の活動に係る収支決算については、平成19年度補助金から各市町村単位の民生委員協議会に赴き指導することとし、その際に地区に係る単位民生委員協議会の収支決算についても添付させ、補助金の使途が明確にできるよう指導することとした。</p>
<p>23 宮城県民生委員児童委員協議会研修事業(意見)</p>	<p>宮城県民生委員児童委員協議会の資産は潤沢であり、補助金を交付する意義は乏しい。(P99)</p>	<p>することとした。</p> <p>民生委員協議会の活動に係る収支決算については、平成19年度補助金から各市町村単位の民生委員協議会に赴き指導することとし、その際に地区に係る単位民生委員協議会の収支決算についても添付させ、補助金の使途が明確にできるよう指導することとした。</p> <p>宮城県民生委員児童委員協議会の研修事業に対する補助金については、平成18年度をもって廃止することとした。</p>
<p>24 東北大学白菊会運営費補助金(意見)</p>	<p>補助対象者の活動内容をみると、団体内部に関するものが大半を占め、補助目的である医学及び歯学教育の充実ならびに医療従事者の確保と資質の向上に対する直接的な効果はきわめて限定的と考える。また、補助対象者は資金的に困窮しておらず、補助の必要性は少ない。(P101)</p>	<p>平成19年度を最終年度として平成20年度から当該補助金の廃止の措置を行うこととした。</p>
<p>25 災害時医療情報網整備事業</p>	<p>県では現地調査は行わず書類調査としていたことから、実績報告時には請求書等の証拠書類の提出を求めている。衛星携帯電話代3,437千円については請求書を手入しておらず、見積書等により内容を確認していたが、それだけでは架空請求や誤請求を防止することはできないため、他の支出と同様に請求書の徴求を行うべきであった。(P19)</p>	<p>請求書を徴求し、内容が適正であることを確認した。</p> <p>なお、本事業は平成17年度で終了した。</p>
<p>26 院内保育事業運営費補助事業</p>	<p>病院および診療所が職員のために行う保育施設等の事業運営費に対して、在籍児童数および保育士等職員数に応じて補助金を交付している。県は在籍児童数および保育士等職員数について補助金申請時および実績</p>	<p>在籍児童数及び職員数の確認資料については、平成19年度院内保育事業運営費補助金に係る所要額調への照会文書の中に補助を受けた場合、補助金実績報告時に、月々の在籍児童数が確認できる資料(出勤簿の写</p>







37	知的障害者援護施設特別処遇加算	<p>(2)パートの保育士として以前から同保育所で働いていた者を病欠となった者の任用職員として新たに採用し、補助金を交付しているケースがあった。パートの保育士が産休等の職員の代わりに代替職員として任用されたとしても、実態が変わらないのであるから、補助の対象とする必要はないと考える。</p> <p>(3)任用職員の補助単価は1日5,940円で計算されている。この算出単価は交付要綱において「別に定める」としているが別段の規定はなく、別途交付される国庫補助金単価を採用している。しかし、平成17年度において国庫補助金制度が廃止された以上、何らかの形で県の補助単価を定める必要がある。(P26)</p>	<p>(2)産休、病休前からパート保育士として雇用されている代替職員は、職員交替による保育の停滞を防ぐための引継ぎを目的とした事前雇用である場合に限り対象とした。単に身分の切り替えとなったものではないことを確認書により精査し、補助対象とすることとした。</p> <p>(3)任用職員の補助単価については、交付要綱を改正し、補助単価を設定した。</p>
38	温水プール建設費借入金償還金補助金(意見)	<p>(1)交付要綱を改正することとした。</p> <p>(2)今後は、記入を指導していくこととした。</p> <p>(3)交付要綱を見直すとともに、市町村に対しても寄付の目的等の確認について指導していくこととした。</p> <p>(4)基本的には一般職員から充当して算出するよう指導している。なお、要綱見直しで規定していくこととした。</p> <p>(5)過誤分については、該当市町村と調整中である。今後、返還等の手続きについて適切に処理することとした。</p>	<p>当該補助金の交付根拠は条例及び規則のみによっており、利子補給の要件、借換えした場合の変更等詳細を定めた交付要綱を作成すべきである。(P105)</p>
39	伝統的工芸品産業産地育成事業(意見)	<p>補助対象事業については、費用総額266千円に対し、補助額が120千円と僅少であり、補助対象者の自助努力によって吸収可能な水準と考えられる。(P106)</p>	<p>平成17年度に事業が終了しているが、今後については、適正に事務を執行していくこととした。</p> <p>ただし、補助事業の成果を確認するため、今後、補助事業終了後5年間にについては企業化等状況報告書を提出させることとした。</p>
40	研究成果市場形成推進事業(意見)	<p>同事業交付要綱において、収益納付の規定があるにもかかわらず、交付要綱には補助事業の成果自体を長期的に確認する規定がない。補助金の効果を長期的に確認することは重要であることから、補助対象者に企業の状況に関して継続的に報告させる仕組みを交付要綱上に規定すべきである。(P107)</p>	
39	伝統的工芸品産業産地育成事業(意見)	<p>補助対象事業については、費用総額266千円に対し、補助額が120千円と僅少であり、補助対象者の自助努力によって吸収可能な水準と考えられる。(P106)</p>	<p>3条と整合性を取るべきである。財務諸表に記載されている寄付金収入が総事業費から控除されていないケースがあった。総事業費からの控除の可否に当たって、県は寄付金が特別処遇加算事業に関するものかどうかを審査すべきである。</p> <p>(4)給与の高い職員を加配職員にするなど有利になるため、一般職員と加配職員の区分基準を交付要綱に明記すべきである。</p> <p>(5)補助基準額は要介護者認定数3名×338千円+6,947千円=7,961千円であるが、県が算出した補助基準額は8,299千円である。この差額338千円に補助率50%を乗じた169千円について、補助金が過大交付されているため、県は返還請求すべきである。(P28)</p>
40	研究成果市場形成推進事業(意見)	<p>同事業交付要綱において、収益納付の規定があるにもかかわらず、交付要綱には補助事業の成果自体を長期的に確認する規定がない。補助金の効果を長期的に確認することは重要であることから、補助対象者に企業の状況に関して継続的に報告させる仕組みを交付要綱上に規定すべきである。(P107)</p>	<p>交付要綱の作成については、平成19年4月11日付で「重度身体障害者授産施設・付帯体育施設(温水プール)建設費借入金償還補助金交付要綱」を策定した。</p>

<p>41 宮城県中小企業経営革新事業補助金（意見）</p>	<p>同事業交付要綱において、収益納付の規定があるにもかかわらず、過去5年間に収益納付があった企業は13社中1社であり、このような状況はすなわち直接的にも間接的にも補助金の効果は出現しなかったと考えられる。したがって、終期年度を早めるほか、補助対象者に対し、事業を成功させ収益納付意識を喚起していくべきであり、補助金の支出効果を確認するための企業からの情報提供を徹底させ、適切な事後評価を行うっていくべきである。（P108）</p>	<p>当該補助事業は、経営革新に取り組む中小企業への支援策として、新商品・新技術の研究開発等に対し補助を行うものであり、特に経営基盤の弱い中小企業に対しては非常に有効性の高いものと認識しており、引き続き事業を継続することとした。また、収益納付の実績は1件に止まっているものの、当該補助事業の目的は収益納付にあるわけではなく、県内の中小企業が円滑に新たな事業に取り組めるよう支援するものと考えている。</p> <p>ただし、補助事業を実施中の企業については、企業を訪問し事業の進捗状況についてヒアリングを行うとともに、補助金の成果をより正確に確認するため、補助事業終了後5年間に提出することとなっている企業化等状況報告書に、新たに財務諸表を添付させることとした。</p>
<p>42 中小企業活性化支援事業費補助金（意見）</p>	<p>(1)補助対象者より提出させる企業化状況報告書については、非常に簡易な様式となっており、補助事業の実施結果及び企業化の状況については十分な情報を入手できるとは言いがたい。(2)同報告書のみでは、その後の成果を長期的に確認することはできないので、適切な事後評価を可能にする規定を要綱上に明確に定めるべきである。（P110）</p>	<p>事業は終了しているが、今後については、適正に事務を執行していくこととした。</p> <p>ただし、補助事業の成果をより正確に確認するため、補助事業終了後5年間に提出することとなっている企業化等状況報告書に、新たに財務諸表を添付させることとした。</p>
<p>43 宮城県新成長産業支援事業費補助金（意見）</p>	<p>(1)補助対象者より提出させる企業化状況報告書については、非常に簡易な様式となっており、補助事業の実施結果及び企業化の状況については十分な情報を入手できるとは言いがたい。(2)同報告書のみでは、その後の成果を長期的に確認することはできない。</p>	<p>事業は終了しているが、今後については、適正に事務を執行していくこととした。</p> <p>ただし、補助事業の成果をより正確に確認するため、補助事業終了後5年間に提出することとなっている企業化等状況報告書に、新たに</p>
<p>44 企業立地促進奨励金（通常分）</p>	<p>交付申請は、工場を操業した翌年度に行うこととなっているが、平成17年11月に操業を開始しているA社に対して平成17年度に補助金5,000千円が交付されていた。交付要綱に準拠して、平成18年度に交付すべきであった。（P30）</p>	<p>に財務諸表を添付させることとした。</p> <p>奨励金の交付については、要綱上操業の翌年度である平成18年度に交付申請を行うこととなっているが、機械設備の設置が遅れたことから操業時期が当初計画から大きく遅れることとなり、奨励金の目的である「企業の初期投資の軽減」を図るため、操業が確認された後の平成18年2月に交付したものである。</p> <p>操業の確認後、かつ奨励金交付限度額が適用となり、平成17年度交付算定額が平成18年度算定額と同額となる旨確認して交付処理を行っているものの、交付要綱に準拠した取り扱いはなかった。</p> <p>その後、当該制度での交付実績はなく、現行制度においては、交付要綱に準拠した取り扱いを行っている。</p>
<p>45 企業立地促進奨励金（戦略分）</p>	<p>交付申請は工場を操業した翌年度に行うこととなっているが、工場等の操業前に投下固定資産奨励金の一部交付を申請することができるとされている。しかし、一部交付申請をした20件のうち15件が操業後に申請されていた。交付要綱に従い、一部交付は操業前に申請されたものに限定すべきであった。また、新規雇用奨励金は、操業を開始した日から6月を経過した日以後60日以内のおよび操業後1年を経過した日以後の知事が指定した期日まで、被雇用者の住民票抄本または謄本の写しを添えて交付申請することとされている。後者の操業1年後に新たに対象者となった7人については住民票が提出</p>	<p>一部交付した20件中15件が操業後の申請となったことについては、交付申請前の事前調査に日数を要したこと、また、着工から完成までの工期が短いものがあつたため、結果、申請時期が操業後となったものである。</p> <p>その後、当該制度での一部交付実績はなく、現行の制度においては、一部交付の特例私に関する条項を削除した。</p> <p>7人の住民票が提出されていないケースについては、入社誓約書または雇用契約書により確認し交付処理を行ったもので、その後、住民票の提出を求めるとしていたが失念したものである。</p>

<p>46 工場再活用等 雇用創出促進 事業費(意見)</p>	<p>当該補助基準日現在にも雇用関係 が存在していることは確認していな い。不正を防ぐため、基準日から再 基準日まで継続的に雇用されている 人数を補助金の交付対象をすること が望ましい。そのほか、例えば支払 いを2分割し、2回目に雇用者数が 激減している場合などには現地調査 により勤務実態を確認することが望 まれる。(P114)</p>	<p>その他、同様の交付については、 住民票の確認後に奨励金を交付して いる。</p> <p>本制度については、緊急経済産業 再生戦略期間限定企業立地促進奨励 金制度に代わる新制度の中で雇用促 進策を盛り込むこととし、平成17年 8月31日まで操業開始した企業を 対象とした上で終了した。</p> <p>新制度は投下固定資産奨励金、新 規雇用奨励金の二つの制度となっ ているが、いずれも新規雇用の条件が ある。</p> <p>平成18年度において新制度とな り初めての交付申請があったが、内 示に当っては関係書類の提出と合わ せ雇用状況等確認のため現地調査を 実施することとした。</p>	
<p>47 漁業経営基盤 強化指導事業 (意見)</p>	<p>補助対象協会の収支状況をみる と、当該補助金を前提に事業を行っ ていると言わざるを得ない。また漁 業経営体の経営体質強化や経営の合 理化にかかる費用については、その 成果を受ける漁業経営体自らが負担 することが原則であり、自助努力に よる運営を指導していく必要がある。 (P115)</p>	<p>漁業経営基盤強化指導事業に係る 「漁業経営体に対する業界の自助努 力による運営」については、漁業経 営指導協会を通じて、漁業関係団体 に検討を指示した結果、本年4月に 〔沿海地区漁協、県漁連などが統合 して〕県一漁協が発足し、営漁指導 体制が充実されることなどから、当 該事業活動を各団体の業務と位置づ け、本年度より当該協会への県の助 成を廃止することとした。</p>	
<p>48 設備資金貸付 事業補助金 (意見)</p>	<p>財団法人みやぎ産業振興機構が行 う設備資金貸付事業に要する経費を 補助している。新規店舗出店資金を 貸付金の回収遅延について、貸付後に 対象設備が売却され、連帯保証人は 貸付後間もなく定年退職であったこ とから代位弁済能力がないケースが あった。今後は業務経費の補助を実 施するばかりでなく、貸付業務の執</p>	<p>債権保全措置については、財団法 人みやぎ産業振興機構に対し、平成 18年度貸付事務検査において、貸付 対象設備の無断譲渡等の未然防止の 徹底、連帯保証人の所得のみならず 資産を含めた保証能力の精査等適切 な債権管理の実施を求めたところ であり、今後も貸付事務検査等を通じ て貸付事業の一層の適正化を図るこ</p>	
<p>49 森林組合合併 対策事業(意 見)</p>	<p>行状況の検査を強化する等、事業の 適正実施をさらに図っていく必要が ある。(P116)</p>	<p>補助目的は森林組合の合併促進を 図るものである。補助金交付開始年 度は昭和47年であり、補助金交付か ら既に34年が経過している。組合数 は昭和26年現在112組合であった が、平成17年度末現在16組合へ減少 した。しかしながら、過去5年内で は平成13年度に合併が1件あった のみであり、今後の見込みは平成19 年度に3組合の合併が1件あるのみ である。さらなる補助効果を出すた めには、補助金の終期を例えば、「森 林組合広域合併基本計画」で述べ ている平成20年3月31日に確定させ る必要がある。(P115)</p>	<p>終期設定について、「第7次森林組 合広域合併基本計画」の期限である 平成19年度(平成20年3月31日)ま でとしており廃止することとした。</p>
<p>50 森林組合等経 営基盤強化対 策事業(意見)</p>	<p>補助対象団体2団体については、 財政的に潤沢な資金を有しており、 そもそも補助金を与えるべき団体か どうかは疑問である。また、当該補 助金は、モデル組合に対するもので あり、補助金の終期を設定すべきで ある。(P119)</p>	<p>本事業は、モデル組合以外も補助 の対象としているが、事業の必要性 等を勘案し、終期を平成23年度とし た。</p>	<p>宮城県水産業協同組合育成対策協 議会は平成18年度で廃止されたの で、運営費補助事業については、事 業を廃止する措置をとった。</p>
<p>51 宮城県水産業 協同組合育成 対策協議会運 営費補助事業</p>	<p>一県一漁協構築を目的とした啓発 資料の印刷経費が事業費の中で大き な割合を占めている。当該補助金に ついては以下の点について問題点が あり、これらを勘案すれば廃止が相 当と考えられる。(1)補助金額は200 千円と少額であり、そもそも補助の 効果は低いと考えられ、また、自助 努力を促すべき水準と言える。(2)同 種の補助金として漁協の合併促進を 目的とした「漁協組織強化事業補助 金」があり、趣旨の重複した補助金 が並存している状況にあり、整理・統合</p>	<p>宮城県水産業協同組合育成対策協 議会は平成18年度で廃止されたの で、運営費補助事業については、事 業を廃止する措置をとった。</p>	<p>宮城県水産業協同組合育成対策協 議会は平成18年度で廃止されたの で、運営費補助事業については、事 業を廃止する措置をとった。</p>

52	<p>漁業共済加入 推進強化事業</p>	<p>当該補助金については以下の点について問題点があり、廃止が相当と考えられる。(1)補助対象であるパンフレット作成費用は441千円、補助金額も210千円と少額であり、そもそも補助の効果は低いと考えられる。また、自助努力を促すべき水準と言える。(2)パンフレット作成の効果は新規加入者数で測るべきであるが、県は潜在的加入者である共済未加入者数について把握していない。加入者は減少しており、補助の効果は薄いと云わざるを得ない。(3)共済そのものへのニーズがないということも考えられる。また、共済に加入するかしないかの選択は漁業従事者の自己責任に基づく判断に委ねるべきであり、県が加入推進を進める必要性は乏しい。(P34)</p>	<p>漁業共済加入推進強化事業については、漁業関係者に対して漁業共済の普及啓発を図るとともに、漁業共済制度への理解を深めるため、宮城県漁業共済組合が行う漁業共済制度の普及啓発用パンフレットの作成経費を助成するものであるが、平成14年度から継続して事業を実施したことにより、漁業共済制度の普及啓発等、初期の目的が達成されたと考えられるので、事業を廃止する措置をとった。</p>	<p>の必要性が認められる。(3)既に当該補助金の目的たる一定の合併促進が図られてきたところであり、役割は終わったものと考えられる。(P32)</p>	<p>に対し損害賠償を請求した。また、給付金を返還していない事業主に対しては、今後支払督促手続を検討することとしている。宮城県理美容協会については、不正受給した補助金は全額返還されたが、刑事告訴について弁護士等と協議を進めている。</p>
53	<p>認定団体促進 指導費(監査 委員指摘事 項)</p>	<p>宮城県理容生活衛生同業組合に対する職業訓練関連の補助金については、平成18年6月に登米市技能者訓練協会が約17百万円の補助金を不正に受けたことが発覚したことに基づき、県が他の訓練団体についても同様な事案の有無について調査した結果、発見されたものである。しかし、それ以前についても昭和58年度に宮城県理美容協会の職業訓練校が同様の補助金不正受給問題を起こしており、若手理容美容訓練協会において、平成11年度～平成15年度において約3百万円の不正受給が明らかになっている。県はそれらの教訓があったにもかかわらず、昨年度まで</p>	<p>検査体制の確立については、登米市技能者訓練協会の発覚後に実施した業務検査から、普通課程の在校生、修了生については電話による全件確認調査、短期課程については過年度資料との比較調査を実施し、疑問がある場合は無作為抽出による電話確認調査を導入するほか、実績ヒアリングのためのチェックリストを作成のうえ職員研修を実施した。また、ペナルティについては、登米市技能者訓練協会については、不正受給に直接関与者した元事務局長を刑事告訴したほか、訓練協会からの補助金返還が困難と判断し、責任を有すると認められる訓練協会の役員</p>	<p>県は単に書類調査で済ましていたことに対して反省を促すとともに、今後はより深度ある検査体制を確立すべきである。この問題の解決を単に補助金の返還のみで済ますことなく、何らかのペナルティも求めていくべきである。さらに、このような意図的な不正に対しては、県民の財産を守るためにも刑事告訴も辞さない覚悟でのぞむべきである。(P63)</p>	<p>にに対し損害賠償を請求した。また、給付金を返還していない事業主に対しては、今後支払督促手続を検討することとしている。宮城県理美容協会については、不正受給した補助金は全額返還されたが、刑事告訴について弁護士等と協議を進めている。</p>
54	<p>青年農業者育 成確保推進事 業(意見)</p>	<p>事業を遂行するための経費を収入が上回る状況における補助金の交付は、補助対象者に対する補助として適切ではなく、同者の資金も潤沢であることから、補助金の当面の凍結及び削減が求められる。(P125)</p>	<p>補助金の当面の凍結及び削減については、青年農業者等の育成及び確保を図る観点から補助金は必要と考えられるため継続することとした。なお、事業費の削減に努めるよう指導するとともに補助金の額について見直しを行い、平成17年度の16,783千円から平成18年度は13,982千円に削減した。</p>	<p>交付要綱によれば、補助金の額は「定額」と定められている。しかし、実際は「前年度の事業費の2分の1を超えない範囲でかつ予算要求時の諸情勢により確定した金額」を助成額としている。自然な解釈によれば、交付実態が交付要綱と不整合であると考えられ、補助金額の算定方法が不明確な状況で交付されてきた状況にあったと言わざるを得ない。ただし、平成18年度以降は、本交付要綱が改正され、交付実態との不整合は解消されている。(P34)</p>	<p>補助金の額については、平成17年度以前に支出のあった補助対象経費について精査した結果、補助金の算定方法の見直しを行い、当該交付要綱を改正した。なお、平成18年度の補助金から適用した。</p>
55	<p>農村青少年集 団活動育成推 進事業</p>	<p>交付要綱によれば、補助金の額は「定額」と定められている。しかし、実際は「前年度の事業費の2分の1を超えない範囲でかつ予算要求時の諸情勢により確定した金額」を助成額としている。自然な解釈によれば、交付実態が交付要綱と不整合であると考えられ、補助金額の算定方法が不明確な状況で交付されてきた状況にあったと言わざるを得ない。ただし、平成18年度以降は、本交付要綱が改正され、交付実態との不整合は解消されている。(P34)</p>	<p>補助金の額については、平成17年度以前に支出のあった補助対象経費について精査した結果、補助金の算定方法の見直しを行い、当該交付要綱を改正した。なお、平成18年度の補助金から適用した。</p>	<p>交付要綱によれば、補助金の額は「定額」と定められている。しかし、実際は「前年度の事業費の2分の1を超えない範囲でかつ予算要求時の諸情勢により確定した金額」を助成額としている。自然な解釈によれば、交付実態が交付要綱と不整合であると考えられ、補助金額の算定方法が不明確な状況で交付されてきた状況にあったと言わざるを得ない。ただし、平成18年度以降は、本交付要綱が改正され、交付実態との不整合は解消されている。(P34)</p>	<p>補助金の額については、平成17年度以前に支出のあった補助対象経費について精査した結果、補助金の算定方法の見直しを行い、当該交付要綱を改正した。なお、平成18年度の補助金から適用した。</p>
56	<p>農村青少年集 団活動育成推 進事業(意見)</p>	<p>補助対象範囲が曖昧であるので、具体的に要綱で定めるべきである。(P126)</p>	<p>補助金の交付対象となる経費については、当該交付要綱を改正し、補助の範囲について明確に定めて、平成19年度の補助金から適用することとした。</p>	<p>補助対象範囲が曖昧であるので、具体的に要綱で定めるべきである。(P126)</p>	<p>補助金の交付対象となる経費については、当該交付要綱を改正し、補助の範囲について明確に定めて、平成19年度の補助金から適用することとした。</p>

57	団体育成費 (意見)	当該補助対象事業については、既に一定の効果を上げ役割を終えたと考えるべきである。補助金額も僅少であり、廃止を検討すべきである。(P127)	本事業の補助対象者である宮城県林業研究会連絡協議会の事業展開は、林業後継者の育成・確保、経営改善等に大きな効果をもたらしている。しかしながら、当協議会の自主自立を促す観点から事業内容の検討を指示した結果、経費配分の見直しによる改善が行われたので、平成19年度から廃止することとした。
58	漁業後継者団 体育成事業 (意見)	少ない補助金を効果的に使用するためには、地域密着度や補助対象先の運営状況を勘案し、資金の重点的な配分を行う必要があると考える。また地域の活性化を図るような補助金の使用方法を検討することが望まれる。(P128)	当該事業で実施していた宮城県漁業士会、宮城県漁協青年団体連絡協議会、宮城県漁協女性部連絡協議会への補助金は平成18年度で終了した。 当該団体が実施する事業は、水産業振興、地域活性化、後継者育成等に重要な役割を果たしていることから、水産業改良普及事業による普及活動において、引き続き連携しながら指導して行く。
59	高齢者労働 能力活用事業 補助金(意見)	当該補助金については、定額補助金にはなじまなく、例えば、定額分は上限額として、運営経費の半分と比較して低い額を補助対象とすべきである。また交付期間については、3年を限度とすべきであり、補助金額を超える次期繰越収支差額を所有している団体もあることから、そのような団体に対しては補助金額の当面の廃止または削減が求められる。(P132)	平成19年度から新要綱を策定し、新規設立団体から対象経費を事業費補助とし、補助額は対象経費の2分の1を乗じて得た額で100万円を限度とした。 また、補助期間についても3年間を限度とした。 次期繰越収支差額を所有している団体については、市町村合併後に各市町村にあったシルバー人材センターは支所として事業を行っており、業務量が減じているものではなく、新法人としての運営、活動が円滑に行われるよう支援が必要である。
60	高齢者労働 能力活用事業	同補助金については、上限額が国に準拠し別表で22,000千円と規定し	要綱を改正し国が定める「高齢者就業機会確保事業等補助金(シル
61	(シルバー人 材センター連 合事業)補助 金(意見)	ているが、平成17年度の連合会分の国庫補助額は16,200千円となっており、現時点では規定と乖離が生じているため、速やかに現行の金額に改定すべきである。(P133)	パー人材センター事業)交付要綱の補助限度額を上限とするよう文言を改め、別表を廃止した。
62	海外移住者援 護事業補助 (海外移住者 敬老金事業)	当該補助対象事業については、海外移住が行われてから既に数十年経過し、補助金の意味合いも変化してきている。したがって、当該補助金の代わりに県が作成しているPRビデオの無料配布等、心をつなぐサポートをすることの方が効果的ではないかと考える。(P134)	県人会が、居住国と日本・宮城の架け橋として、七夕まつりを始め日本・宮城の文化を紹介するなど、海外資産とも言える貴重な団体であることは今後とも変わることはないと認識している。また、県人会の構成メンバーも高齢化し、2世以下の世代に変わってきていることから、宮城の文化をPRすることなどを通じて、本県との関係の希薄化を防止するために、県としても当該補助金の支出により、これまで以上に活動の維持・活性化を支援していくことが求められている。 したがって、当該補助金については、今後とも必要性及び有効性を認識するとともに、財政的に不測の事態とならない限り当面は事業を継続していくこととした。さらに、関係課の協力を得ながら、平成19年1月に宮城県の観光カレンダーを送付するとともに、平成19年2月からは県政だよりを定期的に送付し、身近にできる範囲内において、心をつなぐサポートにも努めていくこととした。
62	海外移住者援 護事業補助 (海外移住者 敬老金事業)	当該補助金は70歳になった海外移住者に対して敬老金として1人当たり1万円を交付するものである。補助金額が少額であるため、補助の効果は少ないと考えられる。また、個人への敬老金の交付は公益上から問題であり、当該補助金は廃止すべきである。(P36)	県財政の悪化等から、既に平成17年度に見直しの検討を行った。その結果、平成17年度及び18年度は敬老金1人当たり1万円に減額、平成19年度からはさらに5千円に減額し、平成20年度の支給をもって全廃することとした。

63	地域産業集積 中小企業活性化事業（意見）	A社が賃借する当該補助対象の動産に対する契約書が手書きで訂正されており、訂正印も押されておらず、そもそも法的には訂正自体が到底認められるものではないが、補助金を交付する立場にある県としては、当該契約の真实性を確認するため、修正後の賃貸借契約書を入手すべきである。（P135）	指摘を受けた資料については、入手した。
64	地域産業活性化支援事業	全補助対象者8団体のうち4団体については実績額が交付申請額より30%以上減少しているため、変更申請を行う必要があるが、行われていなかった。交付要綱どおりに知事の承認を受ける必要がある。（P37）	事業途中での変更については、変更申請を行うよう指導することとした。
65	地域産業活性化支援事業（意見）	補助下限額は交付要綱に規定されていないが、募集の中で概ね500千円と明記されている。しかし、補助下限額を大幅に下回っているケースが2件あった。県は補助申請時点で申請内容である新商品の開発の実現可能性について十分検討すべきであった。（P136）	指摘を受けた事項については、十分検討することとした。
66	みやぎの“磁場”産業づくりモデル事業	補助金限度額は500千円以上1,000千円以下と規定されているが、補助金が最低限度額500千円未満のケースがあった。本件は申請時の補助金が500千円となっていたため交付が決定されたが、実績が減少したために補助金が408千円になったものである。補助金実績が500千円を下回った場合には補助金を返還する旨を交付要綱に規定することが必要である。（P38）	当該補助事業は平成17年度に廃止しており、また、同様の補助事業はない。今後については、適正に事務を執行していくこととした。
67	社団法人宮城県物産振興協	物産振興引当金については、首都圏でのアンテナショップが開設され	物産振興引当金については、物産振興協会に取り崩し及び適正な使途
68	農業会議費	補助対象経費は農業委員会に要する費用とされているが、宮城県農業会議からの交付申請書および実績報告書では、単に「農政業務費」とあるだけで具体的な支出内容が不明である。実績報告書における補助対象経費については、その内容・使途が明確になるよう記載を求めべきである。（P39）	会運営費補助（意見）
69	新みやぎのアジアビジネス戦略経営体育成支援事業費（意見）	交付要綱や実施要領の冒頭で謳われている趣旨に比べ、交付要綱や実施要領の別表で定められている対象事業が大幅に緩和・拡大されているため、補助対象者には、新たなビジネスの創出や起業化とまでは言えないものも含まれている。これらの不整合を見直す必要がある。（P139）	ため、取り崩されるべきものである。車両購入資金引当金については、買い換えの時期も定められておらず、同様に取り崩すべきものといえる。また、同協会については、十分な資金的余裕があるので、当該補助金は廃止または削減すべきである。（P137）
69	新みやぎのアジアビジネス戦略経営体育成支援事業費（意見）	当該事業でいう新たなビジネスの創出とは、交付要綱等で謳われているとおり、「既存の流通体制にとらわれず積極的に食関連産業と連携したみやぎらしいアジアビジネス経営体」を指している。つまり、既存の集荷団体に出荷するだけの農業から脱却し、自らのスーパーマーケットに基づき生産から流通・加工・販売までに取り組む大規模な企業経営体としての農業の創出を意味しているものであることから、補助対象として認定しているものである。	を検討するよう指導し、結果、平成19年度において取り崩しのうえ、引き当て不足となっている退職給与引当金へ充当された。車両購入資金引当金については、買い替え時期を平成20年度とし、引き当てている。また、補助金については、平成19年度において対前年比31%減額しており、今後とも協会の財務状況を注視し、金額及び要否を検討していく。

70	<p>ふるさと食品活性化ネットワーク支援事業（意見）</p> <p>他類似団体との公平性の観点から、県職員による補助対象団体の事務局業務の代行、特に無償での代行は廃止すべきである。（P140）</p>	<p>注意を払っていくこととした。 なお、当該事業は平成15年9月から平成17年度までの期間限定で実施されたものである。</p>
71	<p>山の幸福興総合対策事業</p> <p>一般的に需要自体の拡大や生産振興を図るには、かなり大規模な事業展開が必要であるが、当該補助事業の活動事業費は772千円であり、その活動範囲および公益性は限定的と言わざるを得ない。このような補助効果が低く、補助金の趣旨を十分に達成できない補助金は廃止すべきである。（P40）</p>	<p>宮城県農産加工者連絡協議会に対する「ふるさと食品活性化ネットワーク支援事業補助金」については、平成19年度から廃止された。 県は設立当初から賛助会員として同協議会の構成員になっており、事務局業務については「業務の代行」という性格のものではなく、一構成員として事務局業務を遂行しているものである。 なお、平成19年度から同協議会の目的及び活動状況等を踏まえ「今後の在り方」について協議会で検討することとしており、その中で事務局業務についても検討を行うこととした。</p>
72	<p>養蚕文化継承地域育成事業</p> <p>蚕の共同飼育は、3歳まで行った方が養蚕農家にとって飼育の手間およびコスト面からも効果的であり、コスト削減に伴い農家の採算性も向上するため、3歳までの共同飼育の普及を図ることに当該補助金の趣旨がある。それでも、2歳までの共同飼育から3歳までの共同飼育に切り替えない農家については、切り替え</p>	<p>本事業の補助対象者である特用林産物振興会の事業展開は、県内特用林産物の需要拡大に大きなPR効果を発揮している。しかしながら、当会の自主自立を促す観点から事業内容の検討を指示した結果、会員確保や経費配分の見直しによる改善が行われたので、平成19年度から補助を廃止することとした。</p> <p>当該補助金については、平成18年度限りで廃止した。 ただし、県としては、3歳までの共同飼育は養蚕経営上効果的な飼育方法と考えていることから、引き続き啓発を図ることとしている。</p>
73	<p>優良系統豚維持推進事業</p> <p>全国農業協同組合連合会宮城県本部から入手した実績報告書には、収入8,620千円、支出8,620千円と同額が記載されているが、正しくは支出20,286千円とのことであった。このように明らかに疑義のある実績報告書は、県の審査時において事実関係を調査し、実績報告書の訂正を補助対象者に求めるべきである。（P42）</p>	<p>このことのメリットを感じていないものと考えられる。したがって、当該補助金は廃止すべきである。（P41）</p>
74	<p>優良系統豚維持推進事業（意見）</p> <p>補助対象者は、全国規模の大事業者であり、剰余金等の状況から当該補助金がなくても十分に活動は可能であると考える。また立入調査については、同補助金の性格上、行政の効率化に鑑み、実績報告書受領後1回のみで十分と考える。（P141）</p>	<p>補助対象事業について精査した結果、平成19年度事業より廃止を決定した。 現地調査の回数については、「産業経済部補助事業確認調査要綱（現在は「経済商工観光部・農林水産部補助事業確認調査要綱」）において、年度をまたぐ場合3月31日までに履行調査を行い、実績報告書提出後に実態調査を行うこととされているため、2回実施してきたところである。しかし、同要綱第7に適正な執行を確認できるときは現地調査を省略することができるとされており、今後は1回の調査とすることとした。</p>
75	<p>家畜改良促進事業（意見）</p> <p>補助対象事業については、それらの業界が自らの費用負担において実施すべきものであるほか、補助額も少額なため効果も低いと考えられる。また事業費の中には性的に節減余地があると思われる各種経費が見受けられるほか、少額の補助のため、現地調査までは不要と考えられる。（P142）</p>	<p>平成18年度の補助額については、削減し交付したが、精査した結果、平成20年度事業より廃止をする予定である。 現地調査の回数については、産業経済部補助事業確認調査要綱において、年度をまたぐ場合3月31日までに履行調査を行い、実績報告書提出後に実態調査を行うこととされているため、2回実施してきたところである。</p>



<p>76 大家畜経営体 質強化資金利 子補給事業 (意見)</p>	<p>補助対象である利子補給額について、元本返済が進むにつれて年々減少することになり、利子補給額に比して高い県での事務コストが発生することが見込まれる。利子補給期間を限定する、同金額の下限を決める等の要綱を作成すべきであった。今後の新規融資からはそのように改善すべきと思料される。(P145)</p>	<p>ある。しかし、同要綱第7に適正な執行を確認できるときは現地調査を省略することができることとされており、今後は調査省略の方向で検討することとした。</p>	<p>大家畜経営体質強化資金利子補給事業については、借受者に対して県の他に中央畜産会、融資機関の3者が一体となって経営改善指導を実施しており、融資期間は利子補給の有無に関わらず事務コストは発生する。また、指導の中心となるべき県が利子補給を中止すべきでは無いと考える。</p> <p>ただし、今後同様な融資事業が創設された場合は、事業目的と内容を十分に検討し、利子補給期間・下限の設定について判断することとした。</p>
<p>77 大家畜経営体 活性化資金利子 補給事業(意見)</p>	<p>補助対象である利子補給額については、元本返済が進むにつれて年々減少することになり、利子補給額に比して高い県での事務コストが発生することが見込まれる。利子補給期間を限定する、同金額の下限を決める等の要綱を作成すべきであった。今後の新規融資からはそのように改善すべきと思料される。(P145)</p>	<p>借受者に対して県の他に中央畜産会、融資機関の3者が一体となって経営改善指導を実施しており、融資期間は利子補給の有無に関わらず事務コストは発生する。また、指導の中心となるべき県が利子補給を中止すべきでは無いと考える。</p> <p>ただし、今後同様な融資事業が創設された場合は、事業目的と内容を十分に検討し、利子補給期間・下限の設定について判断することとした。</p>	<p>県としては、一体発注ができるよう予算確保や事業実施主体への指導に努めている。</p> <p>また、事業実施主体である農業公社としては、一体発注する場合の契約方法等の諸手続を内部で検討しているが、平成19年度分については平成18年度時点です算及び事業内容が確定しているため、対応は平成20年度以降となる。</p>
<p>78 大家畜経営体 改善支援資金利 子補給事業 (意見)</p>	<p>補助対象である利子補給額については、元本返済が進むにつれて年々減少することになり、利子補給額に比して高い県での事務コストが発生することが見込まれる。利子補給期間を限定する、同金額の下限を決める等の要綱を作成すべきであった。今</p>	<p>借受者に対して県の他に中央畜産会、融資機関の3者が一体となって経営改善指導を実施しており、融資期間は利子補給の有無に関わらず事務コストは発生する。また、指導の中心となるべき県が利子補給を中止すべきでは無いと考える。</p>	<p>「牛の特定危険部位(SRM)高度処理機械リース事業実施要領」により消費税を補助対象としていたが、消費税の取り扱いについて精査した結果、今後は事業実施主体の課税売上割合に応じて補助対象の可否を判断することとした。</p> <p>なお、食肉処理衛生施設整備事業は平成18年度で事業終了した。</p> <p>また、指摘のあった現地調査の回数については、産業経済部補助事業確認調査要綱において、年度をまたぐ場合3月31日までに履行調査を行い、実績報告書提出後に実態調査を行うこととされているため、2回実施してきたところである。しかし、同要綱第7に適正な執行を確認できることは現地調査を省略することとした。</p>
<p>79 資源リサイクル 畜産環境整 備事業(意見)</p>	<p>80 食肉処理衛生 施設整備事業 (意見)</p>	<p>社団法人宮城県農業公社が実施した発酵処理施設機械整備工事について、平成16年度の253,050千円は競争入札によっているが、平成17年度の継続工事55,650千円は平成16年度の業者との随意契約となっている。これらは本来、一体の契約として発注することが合理的なものであるが、平成16年度の県の補助金予算が不足していたため、2年度に亘って分割して契約したものである。しかし、県は公社に対して当該工事を一体発注し、全額で競争入札するよう指導すべきであった。(P146)</p>	<p>後の新規融資からはそのように改善すべきと思料される。(P146)</p>

81	<p>幼稚園給食用牛乳供給事業（意見）</p>	<p>当該補助事業については、幼児や酪農に関する社会的環境が大きく変化してきており、所期の目的は既に達成しているものと思われる。また他類似団体との公平性及び補助金額を総合的に勘案して、廃止の方向で検討すべきである。また、書類調査についても、1回で十分と考える。（P148）</p>	<p>補助対象事業について精査した結果、平成19年度事業より廃止を決定した。</p> <p>書類調査の回数に関して、2回の調査は、産業経済部補助事業確認調査要綱第2-1-②で規定されている地方自治法施行令第143条第1項第4号に規定する会計年度所属区分を確定するために履行調査と、同補助要綱第2-2で規定されている実績報告書等に基づく実態調査であり、必要と考える。</p>
82	<p>酪農ヘルパー拡大強化対策事業（意見）</p>	<p>補助対象者は財政的に潤沢な組織であり、補助金を交付する合理性がないため、廃止すべきと考える。補助金額は県の予算不足により事実上定額となっているが、補助対象事業者は県担当者から口頭で予算金額の連絡を受けて補助金申請額を決めている。しかし、本来は口頭ではなく、起案により課長の承認を得た上で、文書により補助対象者へ伝えるべきであると考ええる。（P149）</p>	<p>補助対象事業について精査した結果、平成19年度事業より廃止を決定した。</p> <p>また、補助金額の内示については、文書により通知を行うよう改めた。</p> <p>現地調査の回数に関して、産業経済部補助事業確認調査要綱第2②に定められている地方自治法施行令第143条に規定する会計年度所属区分を確定するために行う年度内の履行調査については書類調査を実施し、実績報告書受領後に実施する実態調査において現地調査を実施するよう改めた。</p>
83	<p>新世代アグリビジネス創出事業（意見）</p>	<p>補助金交付の対象となった事業内容は、養豚施設の増築・改築事業（補助金203,435千円）、日帰り温泉に併設されているレストランおよび直売所での生産豚肉販売事業（同62,397千円）である。このうち直売所は既存の施設を改築した新規性のないものであり、その改築費は補助対象外とすべきと考える。同様に、補助対象としたレストラン建設費には、温浴施設と併用の玄関ホール、トイレ、廊下等の部分が含まれてい</p>	<p>第3者が構成する新世代アグリビジネス創出事業計画評価委員会の意見を集約して採択したものであり、さかのぼって補助対象としないことはできないが、今後同様の事業を採択する場合は共用部分を補助対象外とすることを検討することとした。</p>
84	<p>自衛防疫強化総合対策事業（食の安全・安心交付金事業のうち自衛防疫推進事業）（意見）</p>	<p>現地調査については、行政の効率化の観点から、実績報告書受領後の1回のみで十分と考える。（P151）</p>	<p>現地調査の回数については、産業経済部補助事業確認調査要綱において、年度をまたぐ場合3月31日までに履行調査を行い、実績報告書提出後に実態調査を行うこととされているため、2回実施してきたところである。しかし、同要綱第7に適正な執行を確認できるときは現地調査を省略することができるとされており、今後は1回の調査とすることとした。</p>
85	<p>自衛防疫強化総合対策事業（特定疾病自衛防疫推進事業）（意見）</p>	<p>補助対象事業については、本来業界団体が自ら行うべき事業であり、補助対象にすることには疑問がある。補助金額は県の予算不足により事実上定額となっているが、補助対象事業者は県担当者から口頭で予算金額の連絡を受けて補助金申請額を決めている。しかし、本来は口頭ではなく、起案により課長の承認を得た上で、文書により補助対象者へ伝えるべきであると考ええる。（P153）</p>	<p>家畜の生産性や人の健康に影響を与える恐れがあり、県としてワクチン接種を推進する必要があると判断した家畜疾病について接種補助を実施してきた事業であるが、生産者自らが行うという本来の自衛防疫の体制が定着し接種が継続されると考えられたため、平成18年度でワクチン接種への補助事業についてはすべて廃止した。</p>
86	<p>自衛防疫強化総合対策事業（食の安全・安心確保交付金事業のうちの高病原性鳥インフルエンザ防疫緊急対策）（意見）</p>	<p>現地調査については、行政の効率化の観点から、実績報告書受領後の1回のみで十分と考える。（P151）</p>	<p>現地調査の回数については、産業経済部補助事業確認調査要綱において、年度をまたぐ場合3月31日までに履行調査を行い、実績報告書提出後に実態調査を行うこととされているため、2回実施してきたところである。しかし、同要綱第7に適正な執行を確認できるときは現地調査を省略することができるとされており、今後は1回の調査とすることとした。</p>
87	<p>土地改良区統</p>	<p>(1)土地改良区統合に係る5ヵ年計</p>	<p>(1)②土地改良区の統合をより短期</p>







103	道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会補助金	<p>は廃止すべきである。( P161 )</p> <p>(1)「道路整備促進事業の推進を図るため、道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会が行う道路整備促進事業に要する経費」が補助対象経費であるが、41. 宮城県道路協会補助金の趣旨が広く解釈されているのであるから、現時点において当該補助金の交付は同協議会と宮城県道路協会と二重になっていると言わざるを得ない。(2)同協議会は宮城県道路協会の実質的な上部組織であり、宮城県道路協会から200千円の会費を受領している。これは、他の会員の会費は1会員当たり25千円であるのに対して非常に高額なものである。このことは、より財政上豊かな宮城県道路協会から当該協議会へ予算を回しているものと言える。(3)同協議会の事業費は181千円のみであり、それ以外の支出は道路整備促進期成同盟会全国協議会負担金970千円および振込手数料1千円である。県補助金は事業費181千円より大きい216千円であるので、県補助金の一部が全国協議会負担金を負担していると言え、県補助金35千円は過大である。(4)上記(1)から(3)のような問題がある上、補助金額は216千円と少額であるため当該補助金は廃止すべきである。( P50 )</p>	<p>道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会の定例総会や役員会の実施方法を改善するなど、運営方法や事業全般について見直しを行い、同協議会への県補助については、平成19年度から廃止することとした。</p>
104	水防訓練事業(その他)	<p>水防法第35条によれば、「指定管理団体は、毎年水防団、消防機関および水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。」とされている。水防活動自体は、住民の生命、財産を守る重要な活動であるにもかかわらず、平成17年度に宮城県内で実施された水防訓練は共同開催も含めて</p>	<p>平成19年4月18日付け河第33号「水防法第35条に規定する水防訓練について」により、県内すべての指定水防管理団体の長あてに、包括外部監査により指摘された旨を通知し、水防訓練の実施を促したところである。また、平成19年6月2日には、国土交通省東北地方整備局、宮</p>
105	都市基盤河川改修事業費補助(意見)	<p>概算請求時においては、県は工事契約書、用地計画書、支出負担行為の写し等を入力し、事業進捗状況等を実地検査で確認の上、概算払いの妥当性を十分吟味して支払いをすべきである。( P163 )</p>	<p>平成18年度の概算私請求から、概算私請求書とともに支払状況の内訳書を提出させ、支出内容を確認し、支出手続きを行った。また、進捗状況については、実地検査を行い確認することとした。</p>
106	統合河川整備事業費補助事業	<p>ハザードマップ調査費については国が1/3を補助することになっているが、その条件として、都道府県が市町村に対し事業費の1/3を補助する場に限るとしている。しかしながら、事業費実績3,530千円に對して、県は端数切捨て処理したため補助金は1,160千円となり、事業費の1/3である1,176千円を若干下回った。国からは補助金が交付されたので結果的に問題は顕在化しなかったが、国の要件を満たすために、このような場合は端数の切上げ処理をすべきであった。( P51 )</p>	<p>平成18年度から、該当市町村に対し精算見込額調査や契約書の写し等の提出を求め、執行状況の確認を行う等、市町村と密接に連絡を取り、補助事業の執行について調整を図っていくこととした。</p>
107	鳴瀬川水源地域活性化対策事業補助金	<p>鳴瀬川水源地域活性化対策協議会に補助金500千円が交付され、このうち同対策協議会から筒砂子ダム補償対策地権者会連絡協議会へ150千円、3地区の地権者会へ計300千円が交付されている。同連絡協議会の収支決算書には役員会費および研修会費の名称で総額のみが記載されており、その他の会合費用にいたっては何ら記載がない。また、研修会の後に場所が離れているホテルで総会を行い1泊しているなど、補助金を受</p>	<p>鳴瀬川水源地域活性化対策協議会を通して、同協議会から補助金を交付する団体の事業計画書、実績報告書及び支出証拠書類を提出するよう当該補助金交付要綱を改正し、支出内容及び妥当性を確認できるようにした。</p>

	<p>給する側としては贅沢な行為と言わざるを得ない。このような状況にもかかわらず県は支出内容について何ら証拠資料を確認していない。県は支出内容を十分に確認し、その妥当性を吟味すべきである。(P52)</p>				<p>ついでに、冗費の削減により同額補助金を削減することは可能である。(P73)</p>	<p>改定し、補助金が真に必要なほどに補助対象団体が経済的に困窮しているかどうかを確認するため、原則として必ず、現地調査を行い、関係帳簿等を閲覧するなどして、財務状況を確保することとした。</p>
<p>108 みやぎの住宅 産業振興支援 事業</p>	<p>消費税込額を補助対象としていたケースがあったが、交付要綱違反である。結果的には、県の補助金決定額は若干の端数調整を行っているため、消費税抜金額に基づいて算出した額を下回っており補助金額に影響は無かったが、消費税は補助対象外する必要はある。また、証拠資料は契約書、請求書など、内容や金額の妥当性を検証できる外部証拠とすべきである。(P52)</p>	<p>消費税込額を補助対象としていたケースについては、今後、補助対象から外す措置をとることとした。また、証拠資料については、今後、明確に判断できる外部証拠にて補助対象経費の確認を行うこととした。</p>			<p>「補助対象者の財政状態」補助対象者が裕福、すなわち、次期繰越金を十分に持っている団体に対しては、補助金を交付する効果が少なく、他の補助対象者との公平性にも問題を感じる。補助金の削減又は廃止を考えるべきである。(P74)</p>	<p>平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助金が真に必要なほどに補助対象団体が経済的に困窮しているかどうかを確認するため、原則として必ず、現地調査を行い、関係帳簿等を閲覧するなどして、財務状況を確保することとした。</p>
<p>109 総合意見</p>	<p>「県職員の自覚」ヒアリングにおいて、県財政難を思い、補助金の削減・廃止について真摯に捉えている者、自らが担当する産業の活性化に囚われている者、補助対象者を弁護している者などいろいろな考えを持った職員がみられた。もっと積極的に補助金の削減・廃止について共に考えていきたい。(P72)</p>	<p>平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、その前段において、補助金の意義を再度徹底することとした。</p>			<p>「自助努力を促す必要性」団体の研修、販売活動については事業を推進する以上当然自助努力で行うべきである。したがって、補助金の交付は必要最小限にしなければならぬ。(P74)</p>	<p>平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助金が真に必要なほどに補助対象団体が経済的に困窮しているかどうかを確認するため、原則として必ず、現地調査を行い、関係帳簿等を閲覧するなどして、財務状況を確保することとした。</p>
<p>110 総合意見</p>	<p>「補助金せ口の法則」基本的には自助努力すべきものに補助金を交付している。補助対象者も当然補助金ももたらえるものと考え、自活が遠のくことになる。将来的には補助金の交付がゼロになることが望まれる。(P73)</p>	<p>事業総点検として、補助金を含めた全事業の仕分け作業を実施し、自己点検を行った結果について、可能な部分については、平成19年度予算へ反映させることとし、検証作業の結果を踏まえ、県の役割見直し計画（フォロアップ計画）を策定することとした。</p>			<p>「県の外郭団体等」補助金が県の外郭団体や様々な任意団体に対して交付されている事例があるが、団体の必要性、事業の公益性を勘案した上で補助を行う必要がある。(P74)</p>	<p>公社等外郭団体については、平成18年度に策定された第 期宮城県公社等外郭団体計画に基づき、存廃を含めた将来のあり方を検討している中で、当該外郭団体に対する補助金についても、必要な検討を行っている。任意団体については、近い将来設置要綱を見直し、統廃合を含めた所要の検討を行うこととした。</p>
<p>111 総合意見</p>	<p>「補助対象者における冗費の節約」運営費補助に関して、補助対象経費以外に冗費を支出している先に</p>	<p>平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い「補助金交付要綱に関する改善方針」を</p>			<p>「補助金交付期限」原則補助対象期間は最大3年程度とし、交付要綱は、社会情勢の変化等に合わせるべくより実態に合ったあるべき補助金の</p>	<p>平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、終期設定のない補助金要綱</p>
				<p>112 総合意見</p>		
				<p>113 総合意見</p>		
				<p>114 総合意見</p>		
				<p>115 総合意見</p>		





	<p>ために、県のホームページに掲載すべきである。(P77)</p>	<p>ホームページに掲載することとしたほか、県政情報公開室ホームページにその一覧を掲載することとした。</p>
<p>125 総合意見</p>	<p>「補助金不正受給問題」発生を防止できなかった原因は県の審査の甘さに由来していると思われる。県はもとより真実に補助金の交付の仕方、審査の仕方を研究することが肝要である。また、法令違反や行政処分などの経験がないことを確認する宣誓書についても制度化を検討する必要がある。(P78)</p>	<p>平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助申請時及び実績確認時において、原則必ず書類審査ではなく実地ヒアリングを行うこととしたほか、成果物・執行状況の確認及び証拠書類等の確認についても、証拠書類等による審査の厳格化を行うこととした。また、宣誓書の提出についても、引き続き検討することとした。</p>

○宮城県監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成18年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成20年1月11日

宮城県監査委員 畠 山 和 純  
 宮城県監査委員 袋 正 正  
 宮城県監査委員 遊 佐 勤左衛門  
 宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

- 第1 監査結果の報告  
 平成18年度の包括外部監査の結果（平成17年度一般会計の補助金等について）については、平成19年3月26日に包括外部監査人から報告があり、同年5月25日付けで公表した。
- 第2 通知のあった日  
 平成19年11月20日
- 第3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

番号	項目	措置の内容
	<p>（Pは平成18年度包括外部監査結果報告書のページ）</p>	

<p>1 教育研究団体等育成費（意見）</p>	<p>当該補助金の趣旨自体が明確なものであるとはなく、補助効果を測定することも困難であるほか、補助額も僅少であり、廃止することは可能である。(P164)</p>	<p>平成19年度より当該補助金は廃止とした。</p>
<p>2 教育研究団体補助（意見）</p>	<p>補助額が僅少であり、補助効果が極めて乏しいと言わざるを得ない。(P165)</p>	<p>「教育研究団体補助金交付要綱」に基づくものであり、補助金額は同要綱第2により「補助対象経費」及び「補助金の額」が定められている。当該補助金交付における効果は小さくないと史料されるが、今回当該交付要綱を再検討し、事業総点検も踏まえて平成19年度より当該事業を廃止し、補助金の交付を取りやめることとした。</p>
<p>3 宮城県学校保健会事業補助金</p>	<p>同団体の事業費は相当分が下部組織等へ交付金の形で交付されている。県は同団体の下部組織等への交付金の用途や経費の証拠書類について内容を十分に確認する必要がある。(P56)</p>	<p>当該補助金の事業確認は、各種委員会や部会等からの事業完了報告を受けて、まず県学校保健会の監事が監査する。その後、県職員が役員に参画する理事会と評議員会において、それぞれの議決によって事業を確定している。その後、学校保健会から県に事業完了報告書が提出されているが、県としては、今後、なお一層の精査・確認に努めていくこととする。</p>
<p>4 宮城県自転車競技場運営管理費補助事業（補助金意見）</p>	<p>補助対象団体が所有する競技場において、利用者数が少ない。実質的に県が所有しているの見なせるため、県においても当該競技場の利用率を高める方策をとるべきである。(P165)</p>	<p>宮城県自転車競技場の利用促進については、従来、宮城野原で行われていた高等学校体育連盟自転車競技大会が、平成19年度からは当該競技場で開催されることになった。財団法人宮城県スゴーズ振興財団及び管理委託先である大和町において、全日本レベルの大会の誘致を働きかけており、平成19年度においては「全日本選手権トラックレース」の会場として内定している。</p>



第 2 通知のあった日

平成19年11月21日

第 3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成18年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	宮城県山岳遭難防止対策協議会補助金 (意見)	宮城県山岳遭難防止対策協議会は10支部に対して各60千円を助成している。県はこの助成金の使途について、支部の総会資料で確認しているが、事業に適正に使用されたかどうかは不明である。県は支出内容により詳細に把握し、補助金が有効に活用されたことを確認する必要がある。(P169)	補助金の使途については、宮城県山岳遭難防止対策協議会及び10支部の請求書、領収書等の関係書類を提出させ、事業に適正に支出されていたことを確認した。 また、各支部からの負担金徴収については、補助金交付要綱等の観点から当面の間継続することとした。

宮 城 県 公 安 委 員 会

○宮城県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成20年1月11日

宮城県公安委員会

委員長 檜 山 公 夫

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 実施期日

平成20年2月7日（木）から同月8日（金）までの2日間（同月7日は午前9時30分から午後4時50分まで、同月8日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時00分から修了考査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会 電話022 - 371 - 0310

3 受講定員

40人

4 受講対象者

受講申込日において、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、最近5年間に4号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成20年1月16日（水）から同月29日（火）まで（土・日曜日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時00分まで）ただし、先着順に受け付け、定員になり次第締め切ります。

(2) 申込書の提出先

宮城県内の各警察署生活安全課

なお、郵送による提出は受け付けません。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 4号警備業務以外の資格者証又は修了証明書の写し 1通

ウ 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者が作成する書面 1通

エ 履歴書 1通

オ 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第63の項に基づき10,000円

の宮城県収入証紙により申請時に納付してください。

なお、既納の受講手数料は、還付しません。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号  
社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活安全企画課（電話番号022 - 221 - 7171  
内線3033）